

令和3年度 課の運営方針書

環境生活部 生活安全課

1 課の運営方針

【課の使命】

・安心安全に生活できる地域社会の実現に向けて、市民・関係機関・行政が連携し、交通安全の推進、犯罪の防止、犯罪被害者への支援等に取り組みます。
・市民の日常生活上の様々な相談や市に対する苦情等について適切に対応するとともに、消費生活等に係るトラブルを未然に防止するために、相談体制の強化や啓発に努めます。

【課の目標】

- ①夜間の道路等における安全性の向上を図り犯罪被害の防止に努めるため、LED防犯灯設置に係る補助の拡充等を実施し、自治会等が取り組む防犯灯の設置を支援します。
- ②犯罪被害者やその家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるようにするため、「(仮称)犯罪被害者等支援条例」を制定し、地域社会で犯罪被害者等を支えるまちづくりを進めます。
- ③交通事故を防止し安心安全なまちづくりを推進するため、交通安全教育の拠点施設となる「交通教育センター」の教育機能を強化し、交通安全に関する知識の普及徹底及び技術の向上を図。特に、幼児、小学生、高齢者、外国人に対する交通安全教育の充実を図ります。
- ④自転車事故や交通マナー違反の減少及び自転車等の放置防止等を促進するため、「(仮称)自転車等の安全で適正な利用に関する条例」を制定し、自転車等に係る基本理念を定めるとともに、市、自転車等の利用者、事業者、市民等の責務を明確にし、安全で快適な市民生活の実現を図ります。
- ⑤相談体制の強化と消費者教育の充実を図り、各世代に対応した消費者被害の防止に努めます。

【働き方改革による業務改善等の取組み】

- 1 交通教育センター職員を増員し、業務量の軽減を図るとともに、自転車修理ボランティアや警察等の関係機関との連携促進、1人1台のパソコン設置などにより、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を「選択」できるようにします。
- 2 消費生活事業は、dラーニングによる知識の習得やオンライン研修の受講による職員の専門的スキルの醸成に努めるとともに、webによる会議の出席や開催にも積極的に取り組みます。また、メールしゅうなんやホームページ等の積極的な活用により、迅速で効果的な周知啓発・情報提供を行います。

2 担当(係)の使命(果たす役割)

(生活安全担当) 安心安全に生活できる地域社会の実現に向けて、市民・関係機関・行政が連携し、交通安全の推進、犯罪の防止、犯罪被害者の支援等に取り組みます。
(市民相談センター・消費生活センター) 市民の日常生活上の悩みや不安の解消について、相談窓口の紹介等、適切に対応するとともに、消費生活等に係るトラブルの未然防止のため、相談体制の強化や啓発に努めます。

3 課の経営資源

(1) 課の体制

職員数	12 人	うち	正職員	6 人	・	会計年度 任用職員	6 人	人件費	正職員	43,566 千円	会計年度 任用職員	12,131 千円
-----	------	----	-----	-----	---	--------------	-----	-----	-----	-----------	--------------	-----------

※R1職員平均給与(7,261 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	10,347 千円	歳出予算額	40,558 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	10 事業
-------	-----------	-------	-----------	-------------	---------	-------

4 課の中期目標（優先順）第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 1 防犯運動・交通安全運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者やその家族が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、「(仮称)犯罪被害者等支援条例」を制定し、各機関や団体との連携による、地域社会で被害者等を支えるまちづくりを進めます。
2	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 2 安心安全な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車事故やマナー違反の減少及び自転車等の放置防止等を促進するため、「(仮称)自転車等の安全で適正な利用に関する条例」を制定し安全で快適な市民生活の実現を図ります。 ・自治会等のLED防犯灯及びカーブミラーの設置を支援することにより、市民生活の安全性の向上に努めます。
3	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 1 防犯運動・交通安全運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や周南市交通安全対策推進協議会等と連携し、防犯パトロールや消費者被害拡大防止等の取組を実施します。 ・「交通事故0の日」の周知や高齢者等の交通事故防止に向けた取り組みを行うとともに、交通教育センターでの交通安全教育の実施を通じて、安心して生活できるまちづくりを推進します。
4	4 安心安全 3 市民生活の安全性の向上 3 消費者安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑・高度化する相談に対応するため、消費生活相談員等の資質向上に努め、消費生活相談における助言やあっせん等を実施することにより、消費者被害を未然に防止します。 ・「周南市消費者見守りネットワーク協議会」を通じた活動により、高齢者・障害者等の消費生活を見守ります。